平成２７年（フ）第１３５号
兵庫県伊丹市行基町３丁目80番地　栄コーポＢ－２号
債務者　貴志　良江
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
千葉県野田市吉春372番地の２　ブラン・シェーヴル103
債務者　大槻　祐一
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３６２号
千葉県野田市野田825番地の17
債務者　ナカムラ　マリキタ　モラール
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３８４号
千葉県松戸市松戸新田581番地の45　メゾンソフィア105号
債務者　和泉　浩史
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３９７号
千葉県柏市南逆井１丁目１番40号　日商ニューハイツ５号
債務者　村越ゆきえ
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８２号
静岡県富士市宮島769番地の１ルミエールＳＡＩＴＯ101号
債務者　海老原　薫
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４２号
福島県いわき市中之作字入59番地　吉田貸家Ｂ棟
債務者　浅和　　敏
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第７６号
茨城県日立市東金沢町１丁目11番28―202号
債務者　人見　元六
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１１０２号
名古屋市緑区浦里１丁目110番地　浦里荘３棟514号
債務者　村松惠美子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１２８号
愛知県海部郡大治町大字西條字諏訪20番地の11
債務者　井島美奈子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２６２号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘Ｔ－５棟405号
債務者　中曽根順子（旧姓勅使）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８８号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番６－302号
債務者　平林　清子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０１号
神戸市垂水区坂上４丁目１番７－204号
債務者　中村愛友子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２５号
神戸市須磨区東町１丁目２－20　九華ハイツ102号、住民票上の住所神戸市須磨区板宿町３丁目８番16号
債務者　鳥飼広志こと　大場　広志
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７７号
兵庫県尼崎市富松町３丁目５番10号　阪本文化
債務者　黒田　一城
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２３号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目44番７号　めぐみハイツＡ102、前住所兵庫県尼崎市塚口本町２丁目４番18―103号
債務者　冨本　万里
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５９号
兵庫県西宮市今津社前町１番20―202号
債務者　林　　英樹
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係